る。 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

〇農林水産省令第三十六号

平成二十年五月十四日

物防疫法施行規則の一部を改正する省の 農林水産大臣 若林 正俊

別表二の二の項植物の欄中「及び第四十八」を1十三号)の一部を次のように改正する。植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

七十三号)の一部を次のように改正する。 七十三号)の一部を次のように改正する。 七十三号)の一部を次のように改正する。 七十三号)の一部を次のように改正しまか、に、第四十八及び第五十」に改め、同表の付表第 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経 五十 マレーシアから発送され、他の地域を経 面しないで輸入されるハルマニス種のマンゴ 中の生果実であつて農林水産大臣が定める基 中の生果実であつて農林水産大臣が定める基 で、ポメロ並びにレモン」に改め、 にがメロ」を「、ポメロ並びにレモン」に改め、 にがメロ」を「、ポメロ並びにレモン」に改め、 にがメロ」を「、ポメロ並びにレモン」に改め、 にがある。

報

官

この省令は、公布の日から施行する。